

令和7年第7回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和7年7月24日（木） 13時35分開会
14時37分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	湯ノ口 繁生
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	久保園 眞弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 報告第8号 南指宿中学校30号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案の決定について
 - ・ 日程第2 報告第9号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第4号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
 - ・ 日程第3 報告第10号 指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について
 - ・ 日程第4 議案第24号 指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について
 - ・ 日程第5 議案第25号 指宿市立高等学校教科用図書決定について
 - ・ 日程第6 議案第26号 指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について
 - ・ 日程第7 議案第27号 指宿市今村光雄奨学資金奨学生の選考について
- (8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただ今から、令和7年第7回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第6回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

項目1です。

6月24日、第2回校長研修会が行われました。1学期を振り返って、各学校の学校経営の様子について私からの所見を伝え、その後、2学期に向けての準備をお願いしたところです。

また、中学校の端末が、この秋にセカンドGIGAということで入れ替えられることから、その活用と持ち帰りについてお願いをしました。

項目2、項目3です。

6月25日から27日に本会議一般質問があり、7月3日に最終本会議がございました。

項目4です。

7月6日、鹿児島交響楽団指宿公演がありました。今回で指宿市での公演が3回目となり、市民の方々に浸透している自主文化事業となっているところです。最後のアンコールでは、指宿市民歌をフルオーケストラで演奏、ソプラノ歌手の

隈元奈津希さんの歌で、感動のフィナーレとなりました。

項目5です。

7月7日、市教育委員会学校訪問が指宿商業高校でありました。福富委員、瀨崎委員のご指導ありがとうございました。

項目6です。

7月8日、県市町村教育長会第1回専門委員会に出席いたしました。委員会報告等の後、県教育庁の中島教職員課長の講話、疋田義務教育課長、吉元高校教育課長から、今年度の事業等についての説明がございました。

項目7です。

7月9日、スポーツフェスタいぶすきと名称が変わり、2回目となる実行委員会がございました。今年度は10月19日の日曜日に、第19回のスポーツフェスタが開催されます。昨年度の反省を基に、実施要綱、プログラム内容等についての協議が行われました。

項目8、項目9です。

同じく9日、第1回地区教育長会が行われ、南薩教育事務所から所管事項等について説明がありました。

教育長会に続き、令和8年度公立高等学校生徒募集定員策定などに係る地区説明会に出席いたしました。県教委から令和8年度の募集定員策定に係るスケジュールと、課題について説明がありました。生徒減少、高校授業料無償化等、公立高校の今後の在り方についての質問が、いくつか出たところでございます。

項目10です。

7月10日、11日、15日、各中学校の放課後部活動の様子を視察いたしました。放課後の学校の様子を見る良い機会となりました。

項目11です。

7月12日、魚見小学校遠泳大会の視察に行きました。地域に根付いた大会となっており、保護者や地域の方々、魚見小学校の卒業生の協力があり、5班に分かれて知林ヶ島からスタートし、子供たちは練習の成果を出し切り、全員が最後まで泳ぎ切って終わりました。

項目12です。

7月16日、第1回結核対策委員会において、委嘱状の交付をさせていただきました。本市の結核対策について協議をしていただいたところです。

項目13です。

同じく16日、今和泉小学校遠泳大会を視察いたしました。当初予定されていた13日が、天候不良のため延期となり、6年生のみの学校プールでの遠泳挑戦となりましたが、保護者や地域の方も応援に来ていただき、終了後は6年生の保護者から、子供たちにそれぞれ、完泳証とメダルの授与がありました。

項目14です。

7月17日、令和7年度県下19市教育長・総務課長会が、始良市で開催されました。各市との情報交換ができる機会であり、様々な課題について協議がなされました。来年度は指宿市での開催のため、準備等について今後、打合せをしていきたいと考えております。

項目15です。

7月23日、第45回指宿市・人吉市子ども会交歓会出発式があり、人吉市への出発の際に挨拶をしました。昨年度から通常の交流に戻り、今回は6年生が24人、5年生が12人、ジュニアリーダー等も加わり、無事出発を見送ったところでござ

います。

以上で、教育長報告を終わります。

6 会議の非公開について

(田之上教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第5，議案第25号につきましては、教科用図書の選考に関する案件であり、また、日程第6，議案第26号，日程第7，議案第27号につきましては、奨学生の選考に関する案件でありますので、非公開とし、傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第8号，南指宿中学校30号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第1，報告第8号，南指宿中学校30号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、南指宿中学校30号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案を、別紙のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

資料の3ページをご覧ください。

当該請負契約につきましては、令和7年5月27日に3者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5千万円以上である同契約の締結に係る議案を、令和7年7月3日に、令和7年第2回市議会定例会に提出し、同意されたところであります。

契約の目的は、南指宿中学校30号棟長寿命化改良等工事のうち、建築工事で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は4億4千万円、契約の相手方は、指宿市西方2165番地、堀之内・協進特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社堀之内商会、代表取締役、堀之内敏であります。

工事の概要につきましては、南指宿中学校30号棟の特別教室棟は、建築後44年が経過し老朽化が進んでいることから、指宿市学校施設長寿命化計画の学校施設整備の基本方針に基づき、長寿命化改良工事を実施しようとするものです。

なお、工期につきましては、令和8年2月27日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府職務代理者)

南指宿中学校の30号棟は、どこを指すのか教えていただけますか。

(水流課長)

南指宿中学校の30号とは、特別教室棟のことを指しております。

(別府職務代理者)

1つの建物が30号棟ということですね。

(水流課長)

そうです。校庭から見て後ろ側にある建物となります。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第8号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2，報告第9号，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第4号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第2，報告第9号，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第4号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第4号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、報告第9号別冊1の2ページをご覧ください。

令和7年度指宿市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,402万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、290億5,156万2千円とするものであります。

4ページをご覧ください。

下段の太枠で囲った部分になります。款9教育費は22万円を増額し、歳出の総額を43億9,369万3千円にするものであります。

次に、歳出からご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

下段の太枠で囲った部分になります。指宿商業高等学校所管の款9教育費、項4高等学校費、目1学校管理費、8万7千円の補正につきましては、指宿商業高等学校で所有しております、マイクロバスのカーナビゲーションシステムから、テレビ受信機能をなくす作業に係る役務費2万2千円と、過年度分も含めたNHK受信料に係る使用料及び賃借料6万5千円を増額するものであります。

11ページをご覧ください。

生涯学習課所管の款9教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、13万3千円の補正につきましては、11人乗り公用車のカーナビゲーションシステムから、テレビ受信機能をなくす作業に係る役務費2万2千円と、過年度分も含めたNHK受信料に係る使用料及び賃借料11万1千円を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。

（田之上教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（田之上教育長）

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2、報告第9号は終了いたします。

（田之上教育長）

次に、日程第3、報告第10号、指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第3，報告第10号，指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部を別紙のとおり改正したので，同条第2項の規定により報告するものであります。

本規程の一部改正は，部の名称の変更であり，令和7年第2回市議会定例会において，指宿市部設置条例の一部改正について議案が提出され，令和7年6月26日に可決されております。

名称変更の理由としましては，農業，水産業，商工業及び観光業は，本市の重要な基幹産業であり，市民生活を支えるとともに，地域資源を生かした経済活動に大きく寄与しており，このことをより明確に，市民にも分かりやすく示すために，「産業振興部」の名称を「農水商工観光部」に改めるものとしております。

改正内容につきまして，新旧対照表で説明いたしますので，7ページをご覧ください。

第2条中「産業振興部長」を「農水商工観光部長」に改めるものであります。

なお，附則において，施行期日を令和7年7月1日としております。

以上で，説明を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第3，報告第10号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に，日程第4，議案第24号，指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第4，議案第24号，指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の8ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、令和8年4月1日から指定管理者制度を導入した場合、利用料金を指定管理者の収入として収受させることを可能とするとともに、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料の改定を行うために、条例施行規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の11ページをご覧ください。

第2条第2項に市民会館の管理を指定管理者に行わせる場合には、施設利用に係る料金を指定管理者の収入とする、利用料の読み替えを加えました。

また、指宿市民会館附属設備使用料につきまして、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、過去の実績に基づき算定した施設の維持管理経費と、受益者負担の適正化の観点から、施設の特性に応じた性質別受益者負担の割合に基づき見直しを行っております。

料金の改定につきましては、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により、市民の急激な負担増を避けるために、改定額の上限が定められており、現行料金が201円以上1,000円以下は現行料金の1.5倍、1,001円以上3,000円以下は現行料金の1.4倍、3,001円以上は現行料金の1.3倍が上限となっており、現行料金が200円以下の場合には、現行料金と改定額の差が100円以内となるように調整するとともに、1.5倍を超えないよう決めました。

この内容に基づき、別表の使用料を改定しております。

なお、附則において、指宿市立市民会館条例施行規則については、施行期日を令和8年4月1日としております。

また、改正後の指宿市立市民会館条例施行規則の規定は、令和8年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

併せて、改正後の指宿市立市民会館条例施行規則に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行の前日においても行うことができることとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第24号については，提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは，日程第4，議案第24号は，提案のとおり可決することといたします。

議事（非公開）

- 日程第5 議案第25号 「指宿市立高等学校教科用図書決定について」
・・・・・・・・原案可決
- 日程第6 議案第26号 「指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について」
・・・・・・・・原案同意
- 日程第7 議案第27号 「指宿市今村光雄奨学資金奨学生の選考について」
・・・・・・・・原案同意

(田之上教育長)

以上で，本日，予定しておりました議案等については，全て終了いたしました。

8 その他

(田之上教育長)

これより，その他に入ります。
何かございませんでしょうか。

(別府職務代理者)

質問が2点ございます。まず，指宿の小学生，中学生に対しての体験学習，ふるさと学習については，各学校で特色ある体験を今までされていると思いますが，今後も徐々に学校再編が進んでいきます。市町村の合併から19年が経過するなかで，旧指宿市，山川町，開聞町と，それぞれ地域性があり，指宿全体としても，いろいろと特色がありますが，砂蒸し温泉や開聞岳，知林ヶ島等を意外と体験する機会がなく，そのまま指宿から巣立っていく子供たちが，けっこういるのではないかと思います。そういう体験を，ふるさと学習の中で，指宿全体で取り組むことはできないか，そういう考えはないのかお尋ねします。

2点目が，先ほど南指宿中学校の工事の案件が出ましたが，北指宿中学校も工事が入っています。主に夏休み期間中にされるということですが，入札が不調に終わって，工期が延びるということだったと思います。2学期に入ると，体育祭等で校庭を使う行事がありますが，それについての影響というのは大丈夫なのか，この2点について質問いたします。

(船間課長)

「いぶ好き『ふるさと学』」につきましては、教育課程に位置づけた段階から、小学校、中学校の9年間を通して、指宿を学んでいくこととなっております。中学校2年生、3年生の段階では、旧山川町、旧開聞町の子供たちも、旧指宿市の内容も含めて、今の指宿市全体を学習していくということで、この「いぶ好き『ふるさと学』」を始めてきております。だんだんと、その考え方は浸透しておりまして、北指宿中学校は、山川地区のスメの体験学習を計画しております。それから、南指宿中学校は、今和泉小校区の学習を内容として取り入れ、開聞中学校も旧山川町、指宿市の学習を取り入れる教育課程を計画していると聞いております。

指宿全体として、指宿の子供たちに、何か指宿市の自慢となる体験学習をということで、今後そこも含めて、来年度からの小中学校の教育課程の中で位置づけていくことはできないか、更に「いぶ好き『ふるさと学』」の学習を充実させることはできないか、今、検討しているところでございます。

(水流課長)

令和7年度の工事予定としましては、北指宿中学校は11月までに仮設校舎を設置いたしまして、12月中に仮設校舎への引っ越し、その後、管理教室棟、特別教室棟及び武道館の改築を行う計画となっております。

また、南指宿中学校は7月で仮設校舎の設置が完了しますので、8月までに仮設校舎設置に係る仮囲いは撤去される予定となっておりますが、引っ越し作業終了後の9月から特別教室棟の長寿命化改良等工事と、弓道場の改修工事を行う計画となっております。仮設校舎の設置工事や、長寿命化改良等工事が実施されることによりまして、使用できる校庭の面積が少なくなる等、学校運営にご迷惑をお掛けする部分というのは出てまいります。ただ、工事前に施工業者も含めまして、学校とも協議を行っておりますので、行事等の影響もできるだけ少なくなるよう努めているところでございます。

両中学校の本年度の体育祭につきましては、校庭のトラック位置をずらすという形で、学校で実施する方向で協議をしているところでございます。今後も工事の進捗によりまして、いろいろな問題が出てくると思いますが、その部分につきましても、事前に学校と協議をすることで、なるべく影響を少なくしたいと考えているところでございます。

(別府職務代理者)

ありがとうございました。まず、体験についてですが、学校でするのも良いと思います。この前のゴールデンウィークも、物価高で遠くには行かないという報道等が多く、そういった世間の風潮がありました。指宿市は、身近な所に家族で楽しめるような場所もありますが、親も知らないケースも多いかと思えます。今、夏休みに入り、親子で体験をできるようなものを是非取り組んでもらえることができたらと思います。

それから、南指宿中学校と北指宿中学校の工事については、また配慮のほうを

よろしくお願いいたします。

(田之上教育長)

他に何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和7年第7回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。